

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年9月4日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例（令和元年12月武蔵野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（事業） 第2条 放課後等デイサービス施設においては、次に掲げる事業を行う。 (1) （略） (2) 武蔵野市立みどりのこども館との連携を確保しつつ行う、次に掲げる相談事業ア及びイ （略） ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。） (3) （略）	（事業） 第2条 放課後等デイサービス施設においては、次に掲げる事業を行う。 (1) （略） (2) 武蔵野市立みどりのこども館との連携を確保しつつ行う、次に掲げる相談事業ア及びイ （略） ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第19項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。） (3) （略）	字句の改正

付 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。